



村木
「赤松」

..... もくじ

- 会長あいさつ、活動報告 2
- 令和3年度の農業功績者と農業名人の紹介 3
- 困っていませんか？ ほか..... 4

令和4年3月1日発行 南箕輪村農業委員会
 発行責任者：会長 高木繁雄
 編集：南箕輪村農業委員会だより編集委員会
 〒399-4592 長野県上伊那郡南箕輪村4825番地1
 TEL.0265-72-2176 FAX.0265-73-9799
 E-mail：nougyou-d@vill.minamiminowa.lg.jp

南箕輪村役場ホームページ ▶▶▶▶▶
<https://www.vill.minamiminowa.lg.jp>



「風の村米だより」特別優秀賞受賞

南箕輪村の農事組合法人「まっくんファーム」で栽培されている「風の村米だより(金芽米)」が、令和3年産 米・食味分析鑑定コンクール国際大会において、“米の精”使用部門で参加76品目中、味度順位で7位と評価され、さらに栽培別部門で金賞に次ぐ特別優秀賞を受賞しました。

今回、コンクールに提出したサンプル米は、「まっくんファーム」直営圃場で栽培されたお米になりますが、村内全域で栽培されている「風の村米だより」は、サンプル米と同様の栽培方法で栽培されており「つやと粘りがあり、甘みが強く、冷めてもおいしい」という、大変魅力のあるお米です。村内の小・中学校の給食でも使用されています。



大芝高原味工房で販売中

あいさつ

南箕輪村農業委員会 会長 高木 繁雄



日頃より農業委員会活動にご協力頂き御礼を申し上げます。

令和4年も早2か月が経ちました。相変わらずのコロナ禍が続いていますが、皆様方には今年の農業に対する計画も固まりつつあるのかなとお察し致します。

昨年の農業に至っては、台風等の災害はなかったものの、凍霜害により果樹や野菜への被害や、夏場の長雨により水稲中心に被害が発生しました。特に村の主要な農産物である水稲に至っては、病害が発生する等、コメ余りによる価格の下落と相まって大幅な減収・減益となり、その影響は大きかったものと危惧しております。

さらに、今年の村の作付け転換は、昨年比で約8haの深掘りという割当てになっており、コメの需要と価格の安定の為にこの数字も達成しなければならず、生産費の高騰などを考えると稲作の再生産意欲に影響がないかと懸念を致しております。

一方、村の農地変動の状況ですが、一時期多かった太陽光発電への転用は減っていますが、相変わらず住宅等への転用は多いものがあります。

す。耕作放棄地も一進一退。高齢化などによる農業者の減少に伴い、農地を手放したり貸したい思考も増えております。

そのような中、農業委員会でも今やらなければならない事、出来る事は何かを問いながら活動を進めてきました。そこで村農業の将来を見据え、農業生産力を押し上げ、この豊かな田園風景を後世に残すため、農水省が掲げる「水田リノベーション事業」や「緑の食料システム戦略」等への取組みも視野に、村の農業の形態を変えていく必要があるのではないかと考えます。

それらを踏まえて今後も、村農業の持続的発展のために、関係する団体とも連携し、改定された「人・農地プラン」を最大限生かす等、大きな課題である「新たな農地利用の最適化」を目指して活動に取り組んで参ります。今後ともご支援、ご協力を宜しくお願い致します。

結びに、皆様方のご健勝と、天候に恵まれ平穏で実り多き年となるようご祈念申し上げます。

活動報告

農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進を中心に、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申など、農地に関する事務を執行する行政委員会として、市町村に設置されています。

これらの責務に対する南箕輪村農業委員会の活動内容を、簡単ではありますが報告いたします。(数値は令和3年4月時点)

1 農地利用の最適化の推進

① 担い手への農地の利用集積・集約化

村内の農地面積854haに対し、これまでの集約面積は436ha、集積率は51%でした。新たな貸付希望農地が増大する中で、新たな担い手の発掘や多様な担い手の育成が必要となっています。また、農地を借りたい人、貸したい人のマッチングが促進されるよう、農地利用調整会議(年1回冬季開催)や、農地相談会(年2回開催)などの活動も行っています。

② 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

令和2年度の新規参入特定農業者数は、2経営体でした。村農政局と連携し新規就農希望者への早期把握に務めています。

③ 遊休農地に関する措置

村内の遊休農地は8haで、全農地の約1%が遊休化しています。農業委員会では毎年8月に農地パトロールを行って、遊休農地の発生、解消の状況について確認を行っています。遊休化と判断した農地の所有者に対しては文書にて注意を促し、今後の農地利用意向調査も併せて行っています。

2 農地の売買・貸借の許可および農地転用許可

① 農地権利移動

一年間の処理件数
売買31筆、贈与9筆、
利用権設定592筆、
農業開発公社仲介による売買42筆

② 農地転用状況

一年間の処理件数69筆
(内 一般住宅への転用29筆)



上伊那農業委員会協議会が主催する令和3年度の「農業功績者」と「農業名人」に村農業委員会が推薦し、認定されたお二人を紹介します。

農業功績者

伊久間 弘通さん(85歳) 沢尻区

伊久間さんは、地元の農業高校を卒業後、家業の果樹園で就農しました。35歳頃からは花づくりに目覚め、カーネーションの施設園芸を始めました。上伊那郡の花の生産者で組織する上伊那花き生産者会議では副会長を務め、その当時出荷の主流だった鉄道輸送をトラック輸送に転換することに尽力されました。地域の営農組合長を2回、農家組合長を1回務めるなど地域のまとめ役として農業振興にも貢献されました。

昭和61年には、ヒガンバナの一種であ



伊久間さんが栽培するジャスミンの花



る「ユーチャリス」の栽培研究に取り組み、1年に1回6月頃にしか咲かない花を365日の周年開花にできないかと模索し、足掛け8年でその技術を完成させました。また、平成15年には「ジャスミン」の栽培研究を始め、こちらも周年開花させる技術を3年掛けて確立させました。人に出来ないことに挑戦して技術で勝負したり、同じ花でも取れて難しい品種や新しい品種に取り組んだりする姿は、農業者の模範となっています。

最近では、地域の人の為にと野菜の無人販売所を自宅近くに設置し、季節ごとに新鮮な野菜を提供するなど、ますます意欲的に活動しています。

農業名人「パセリ栽培名人」

池田 政幸さん(52歳) 久保区

池田さんは、平成15年33歳のときに勤めていた会社を辞めて就農しました。JA担当者に相談する中、「人と違うものを作りたい」という思いから、当時は上伊那での生産者が少なく、南箕輪村ではまだ生産者がいなかった「パセリ」に面白さと魅力を感じ、挑戦することにしたそうです。

当時は、アブラムシやうどんこ病などで失敗することもあったそうですが、常に研究熱心に栽培に取り組み、独自の栽培方法を確立させていきました。

パセリは一年一作で毎年播種から2万8千本の苗を育て、現在はハウス20アール、路地20アールに作付けしています。



品種は、緑が濃くて葉っぱの巻きが強い長野県産の洗馬系(せまがへ)のパセリで、5月から10月までの収穫期には年間約10トンのパセリを出荷しています。



ハウス一面のパセリ

特にこだわっているのは土作りだと言います。化学肥料を極力避けて、酵母、麹、米ぬかなどを混ぜ込み、水をたっぷり与えて土壌還元消毒を行うなど、培ってきた経験や技術に基づいて丁寧に取り組んでいます。今後については「毎年毎年良くなるように、特に土にこだわって、自分の目が届く範囲で一生続けていきたい」とますますの活躍が期待されます。

困って
いませんか？



質問

私たち夫婦は農業の経験がなく、夫が相続した農地を複数の人に貸しています。この先、もし夫が亡くなったら、貸している農地の契約は無効になりますか？ また、家族で農業ができない場合は、相続の手続きが終わっていないなくても、農地を貸すことができますか？

回答

貸手が死亡した場合でも、契約期間が残っている場合は相続人に貸主側の義務（土地を貸す義務）が引き継がれますので、死亡によって契約が終了するわけではありません。現在の契約期間が満了し、新たに契約をする場合には、それまでに相続の手続きをお願いします。ただし、相続登記が未了の場合でも、相続権者全員の同意（契約期間が20年以下の利用権設定の場合は、2分の1を超える同意）と相続権が分かる書類があれば農地を貸すことができます。いずれにせよ、相続登記は早急にお済ませください。

農地相談会を開きます



日時 3月12日(土)
午前10時～12時(要予約)

場所 役場1階相談室
(玄関ホール横)

農地に関するこんなお悩みはありませんか。

●後継者がいないので、農地を貸したい、売りたい…

●営農規模を拡大したいので、農地を借りたい、買いたい…

●家庭菜園をしたいので、家の近くの農地を借りたい…

相談を希望される方は、新型コロナウイルス感染症対策のため、事前に農業委員会事務局までご予約ください。

なお、当日以外でも相談事があれば、地元の委員や農業委員会事務局までご連絡ください。

農業委員会事務局

☎72-2176

(平日午前8時30分
～午後5時15分)



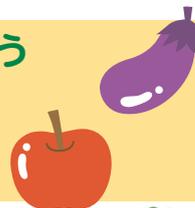
さらに良くなる “農業者年金制度改正”

令和4年から農業者年金制度が改正されます。まだ加入されていない方は、この機会に加入を考えてみてはどうでしょうか。

ポイント
1

若い農業者が加入しやすいよう
保険料が引き下げられます。

35歳未満で要件を満たす方は、
月額1万円から加入できます。



ポイント
2

年金の受給開始時期の選択肢が
広がります。

年金の受給要件を満たした方は、
受給開始時期をご自身で選択できます。



ポイント
3

年金の加入可能年齢が65歳に
引き上げられます。

60歳以上の方でも、国民年金の任意加入者であり、
農業に年間60日以上従事している方なら加入できます。



皆様からの農業に関するご質問、
ご意見、農業委員会だよりのご
感想などをお寄せください。

南箕輪村農業委員会事務局
〒399-1459-2 南箕輪村4825-1

(役場産業課内)

お寄せ頂いたご質問、ご意見、ご感想は、読者の皆様と農業委員会の交流の場として次回以降の「農業委員会だより」の紙面へ掲載する場合があります。あらかじめご承知おきください。

編集後記

新型コロナウイルスもすっかり落ち着いて以前の生活に戻れるかに思っていました。が、正月明けからデルタ株また新型のオミクロン株の新規感染者が激増、コロナワクチンの3回目の接種が始まりました。いつになつたら以前の生活に戻れるのでしょうか。基本的な感染対策を徹底しましょう。

(編集委員 伊藤良夫)

詳しくは…

農業者年金 検索

内容やご相談については、農業委員会かJA
または農業者年金基金にお問い合わせください。